

# 十二月の納税

固定資産税(第三期)  
国民年金(十二月分)

## 各種相談

### ▽法律相談

12月5日(月) 1時～3時  
市役所二階 第一会議室  
担当弁護士 吉田裕敏  
次回は、1月6日(金)です。

### ▽発明相談

12月15日(木) 10時～3時  
市役所二階 第一会議室  
担当弁理士 菅原 修  
次回は、1月16日(月)です。

### ▽行政相談

12月20日(火) 1時～4時  
市役所二階 第一会議室  
相談員 堀内 保  
次回は、1月20日(金)です。

### ▽人権相談

12月20日(火) 1時～4時  
市役所二階 第一会議室  
相談員 安田五兵衛 山本  
三重子 中野八吾  
次回は、1月20日(金)です。

### ▽心配ごと相談

12月9日(金) 遠山 諒  
12月16日(金) 重森谷五郎  
12月23日(金) 鈴木 与平  
1時～4時 市福祉事務所

### 「人権週間」のお知らせ

十二月四日～十日までの一週間を「人権週間」と定め、次の四項目を重点事項とし、広く皆さんに人権意識の普及高揚を呼びかけています。  
一、人権の共存―互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくろう。  
二、部落差別をなくそう。  
三、婦人の地位を高めよう。  
四、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

なお、人権週間にちなみ、特設人権相談を開設します。  
12月9日(金) 10時～4時  
市役所二階 第一会議室  
相談員 市内人権擁護委員

### 現存しない家屋に

#### 固定資産税が課税

されていますか？

固定資産税は、毎年一月一日現在の所有者に課税されていますが、次のような場合は

「家屋取りこわし届出書」を  
税務課まで提出して下さい。

一、建物をこわし、滅失登記が済んでないとき  
二、現存していない建物に課税されているとき

なお、「家屋取りこわし届出書」の用紙は、各出張所にもありますのでご利用下さい。

詳しくは、税務課までお問い合わせ下さい。  
☎三三一一一一 内線二五三

### ボイラー・温水器・湯沸器等の工事施工について

各家庭の給水装置工事は、市の指定工事店でなければ、工事を施工することができないことになっていますが、最近建築業者に関連した、無指定業者が工事を施工したり、電気メーター等によるボイラー・温水器・湯沸器が水道施設に直結されている工事が、目立って多くなってきました。これらの工事を行う場合にはそれぞれの規定された工事の方法があります。又、ボイラーは特に危険です。水道の工事及び器具の取付工事については、市内の熟練した指定工事店に依頼するか、水道課に相談して下さい。



## 母子保健事業 日程表

12月11日  
～1月10日

会場は、すべて文化会館健康相談室です。

月 日	曜日	件 名	対象者(児)	内 容	時 間
12. 14	水	母 乳 教 室	妊 婦	映画「すばらしい母乳」 講義、乳房診断、相談	1：30～4：00
21	水	乳 児 相 談	S 58年8月生れ (4カ月児)	計測、診察、育児相談、栄養相談 (診察は整形外科の先生が行います)	1：30～2：30
23	金	1歳6カ月児健康診査	S 57年4月生れ	計測、内科、歯科検診、健康相談	1：30～2：30
1. 10	火	乳 児 相 談	S 58年6月生れ (7カ月児)	計測、育児相談、栄養相談	1：30～2：30